

## 主 文

監督署長が平成〇年〇月〇日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分は、これを取り消す。

## 理 由

### 第1 再審査請求の趣旨及び経過

#### 1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、主文同旨の裁決を求めるというにある。

#### 2 経 過

請求人は会社A店（以下「事業場」という。）において、調理・接客員として勤務していたが、平成〇年〇月〇日午後8時頃、事業場内の女性用トイレを清掃中、床にプラスチックのような異物があったので触れたところ、異物に注射針がついていたために同注射針を右手親指に刺してしまった（以下「本件針刺し事故」という。）。

請求人は、同年〇月〇日B病院に受診し、「使用者不明の血液汚染針による血液汚染、B型肝炎及びC型肝炎の疑い、HIV感染の疑い」との診断により、HCV（C型肝炎ウイルス）抗体等の血液検査を受けた。

請求人は、同血液検査は、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件針刺し事故は業務上の災害であるが、労災保険上の取扱いでは感染症の検査費用の支払いが認められるのは「汚染された注射針等の存在が明らかとなっている場合に限られる」として、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、これを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、本件針刺し事故に起因して請求人が受けた血液検査が療養補償給付の対象として認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 当審査会において、関係資料を精査したところ、請求人は、事業場内の女性用トイレを清掃中、誤って床に落ちていた使用者不明の使用済みのインスリン用注射針を右手親指に刺し負傷したものと認められることから、本件針刺し事故は、業務上の事由によるものであると判断する。

(2) C型肝炎等の感染症に係る労災保険上の取り扱いについては、厚生労働省労働基準局長が「C型肝炎、エイズ及びMRSA感染症に係る労災保険における取扱いについて」(平成5年10月29日付け基発第619号(改正平成22年9月9日付け基発0909第1号)。以下「通達」という。)を策定し、医療従事者等がHCV、HIV(ヒト免疫不全ウイルス)に汚染された血液等を含む注射針等(感染廃棄物を含む。)により手指等を受傷したときは業務上の負傷として取り扱われ、HCV抗体等の血液検査が行われた場合は、当該検査を療養補償給付の対象に含めるものとされており、当審査会としてもその趣旨は妥当なものであると考える。

(3) ところで、通達の運用において、「汚染された血液等を含む注射針」については、HCV等に感染していることが明らかな者の血液だけでなく、感染の蓋然性が高いと認められる者の血液も含まれることとされているが、「汚染された血液等を含む注射針」に該当するか否かが不明な場合の取扱いについては明示されていない。これは、通達の取扱いの対象者が「医療機関、試験研究機関、衛

生研究所等の労働者又は医療機関等が排出する感染性廃棄物を取り扱う労働者」とされ、誰に対し使用した注射針なのかが特定できる状況下における針刺し事故を前提としているためと考えられる。

(4) しかし、本件針刺し事故は、飲食店のトイレに落ちていた使用者不明の使用済みのインスリン用注射針によるものであり、通達が前提とする上記状況下とは異なるところ、監督署長が感染の蓋然性を十分に検討せず、「汚染された血液等を含む注射針」によることが確認できた場合のみHCV抗体等の血液検査を療養補償給付の対象として認めるとの取扱いをしたことは妥当ではない。

(5) 本件針刺し事故において、請求人が右手親指に刺した使用済みの注射針は、その使用者が不明という理由のみでは、通達の「汚染された血液等を含む注射針」に全く該当しないとは言いきれず、むしろ、請求人を診察したB病院が「使用者不明の血液汚染針による血液汚染、B型肝炎及びC型肝炎の疑い、HIV感染の疑い」とし、請求人は診察の結果、血液検査を受けたものであって、当該血液検査は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第13条第2項第1号の診察に必要な検査に該当し、療養補償給付の対象になるものと判断する。

3 以上のとおり、請求人が受けた診察及び血液検査は療養補償給付の対象になると認められるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は失当であり、取消しを免れない。

よって主文のとおり裁決する。